

監査監第179号

令和4年4月28日

さいたま市長 清水 勇人 様

さいたま市議会議長 阪本 克己 様

さいたま市監査委員 大内 美幸

同 工藤 道弘

同 傳田 ひろみ

同 神坂 達成

定期監査及び行政監査結果報告書の提出について（通知）

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき定期監査及び行政監査を実施し、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を決定したので、別添のとおり提出します。

## 定期監査及び行政監査結果報告書

### 1 基準に準拠している旨

監査委員は、さいたま市監査基準に準拠して監査を行った。

### 2 監査の対象

#### (1) 対象部局等

建設局

技術管理課

土木部

土木総務課、道路環境課、広域道路推進室、道路計画課、河川課

建築部

建築総務課、建築行政課、住宅政策課、営繕課、保全管理課、設備課

下水道部

下水道総務課、下水道財務課、下水道維持管理課

北部建設事務所

土木管理課、道路安全対策課、道路建設課、用地課、道路維持課、

河川整備課、建築指導課、建築審査課、下水道管理課

南部建設事務所

土木管理課、道路安全対策課、道路建設課、用地課、道路維持課、

河川整備課、建築指導課、建築審査課、下水道管理課

#### (2) 対象事務

令和3年度（令和3年4月1日から令和3年10月末日まで）及び他の年度における財務に関する事務の執行並びに行政事務について

ただし、下水道事業会計（公営企業会計）は除く

### 3 監査の着眼点

監査の主な着眼点は以下のとおり。

#### (1) 収入事務

ア 調定の時期及び手続は適正か。

イ 収納金は適正に保管されているか。また、私金と混同していないか。

#### (2) 支出事務

ア 支払は正当な債権者のためのものであるか。また、支払期限は守られているか。

イ 支出の特例による支払方法（資金前渡、概算払、前金払、繰替払等）及び精算等の手続は、法令等に定めるところにより適時、適正に行われているか。

ウ 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。

### (3) 契約事務

ア 権限を超えた契約及び正当な理由がなく分割発注している契約はないか。また、決定権限を有しない者による契約はないか。

イ 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は确实かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。

ウ 契約書どおりの履行はなされているか。

### (4) 財産管理事務

貸付（使用許可）期間及び貸付（使用）料その他貸付（使用許可）条件は適正か。また、統一的な取扱いがなされているか。

### (5) 行政事務

ア 事務事業は、経済的、効率的に執行され、改善すべき点はないか。

イ 事務の執行は、法令等に従って適正に行われているか。

## 4 監査の主な実施内容

監査に当たっては、関係法令等に基づき適正かつ適切に執行されているか、リスクの顕在化を防止するための内部統制が適正に整備・運用されているか、また、経済性、効率性、有効性の観点にも留意しつつ、関係職員から説明を聴取するとともに、関係書類等の調査を実施した。

## 5 監査の実施場所及び日程

### (1) 実施場所

監査事務局及び対象課所内

### (2) 監査期間

令和3年12月23日（木）から令和4年4月22日（金）まで

## 6 監査の結果

おおむね適正に行われているものと認められた。ただし、事務の一部に次のとお

り改善を要する事項が見受けられたので、その措置を講じられたい。

(1) 収入事務

ア 道路占用料に係る債権管理において、適正に行われていない事例が見受けられた。強制徴収公債権である道路占用料は、道路法において、納期限までに占用料の納付がない場合は、督促状によって納付すべき期限を指定して督促しなければならないこと、また、国税滞納処分の例により占用料及び延滞金を徴収することができる旨が規定されている。

また、さいたま市債権管理条例においては、履行期限までに履行しない者があるときは、法令等の定めるところにより、これを督促しなければならないと規定され、さいたま市債権管理条例施行規則において、督促は、履行期限後30日以内に行うと規定されている他、さいたま市道路占用料徴収条例において、督促したときは、延滞金を徴収することが規定されている。

しかしながら、納期限までに占用料の納付がなかった者に対し、30日以内に督促状を送付しておらず、延滞金の徴収も行われていなかったものである。

これまでの定期監査においても再三にわたり指摘や意見をしてきたところであり、法令等に定められた債権管理について、関係課所と連携し、適正な事務処理を行うべきである。

【北部建設事務所土木管理課】

【南部建設事務所土木管理課】

イ 行政財産の目的外使用許可（電柱等）に係る行政財産使用料において、使用前に使用料を納付させていなかったため、さいたま市行政財産の使用料に関する条例第3条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

【北部建設事務所道路建設課】

ウ 公有財産の貸付（東宮下調節池用地）に係る財産貸付収入において、第20款財産収入で収入すべきところ、第17款使用料及び手数料で収入していたため、適正な事務処理を行うべきである。

【北部建設事務所河川整備課】

エ 現金取扱事務において、借用しているつり銭資金以上の現金が保管されていたため、適正な事務処理を行うべきである。

【南部建設事務所土木管理課】

(2) 支出事務

ア 資金前渡（電話料金）において、令和2年度分の精算額に誤りがあったため、地方自治法施行令第143条第1項第3号に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

【下水道維持管理課】

イ 会計年度任用職員の旅費において、通勤経費に係る費用弁償の支給額に誤り

があったので、さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第9条第3項に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

(ア) 警察協議調整員 【北部建設事務所土木管理課】

(イ) 事務補助等 【南部建設事務所土木管理課】

ウ 会計年度任用職員（事務補助）の職員手当等において、期末手当の支給額を誤っていたので、さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則第18条第6項第2号に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

【北部建設事務所土木管理課】

エ 資金前渡（電気料金等）において、出納閉鎖までに令和2年度の精算を行っていなかったため、さいたま市会計規則第79条の2に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

【北部建設事務所道路維持課】

### (3) 契約事務

ポケットパーク外道路施設管理業務委託契約において、支出負担行為伺書（契約伺）に係る決裁を局長決裁とすべきところを課長決裁としていたため、さいたま市事務専決規程第3条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

【南部建設事務所道路維持課】

### (4) 行政事務（行政監査）

#### ア 内部統制体制の整備と運用について（意見）

今回の監査において、各所属における内部統制に対する意識や取組状況について確認を行った結果、各所属とも内部統制に対する意識については、一定程度あることが確認できた。

内部統制体制の整備と運用については、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日に施行されたことに伴う会計年度任用職員制度に係る事務について重点的に監査を行った。

監査の結果、改正前の臨時職員任用に係る事務と同様、有給休暇付与日数の誤りや源泉徴収税額の誤りが見受けられた。マニュアル等の確認不足が原因であると考えられるため、各所属においては、現行の事務処理を再度確認し、実効性のある内部統制の取組を進められたい。

【道路環境課】

【北部建設事務所道路維持課】

#### イ 適正な債権管理について（意見）

市営住宅使用料及び住宅駐車場使用料に係る延滞金については、さいたま市市営住宅条例において、入居者は、指定された期限までに納付すべき金額を納

付しないときは、延滞金額を加算して納付しなければならないこと、また、入居者が指定納期限までに家賃を納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認められる場合においては、延滞金額を減免することができることが規定されているものの、一部、適正に行われていなかった。

費用対効果を検証し業務システムを改修するなど、適正な債権管理に資する取組を検討すべきである。 **【住宅政策課】**

なお、事務処理上留意すべき事項のうち、軽微なものについては、監査実施の際、関係職員に口頭で改善等の指導を行った。